

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		予 算 額
歳 入	平成28年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	70,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	989,559

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地方債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他		
社 会 福 祉	社会福祉費	268,450	208,452		18,970	41,028	自立支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業、地域生活支援事業	
	老人福祉費	11,107		1,411	770	8,926	老人保護措置事業、外出支援事業	
	児童福祉費	419,232	268,505		19,105	29,680	101,942	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	698,789	476,957	0	20,516	49,420	151,896	
社 会 保 険	介護保険事業	172,517	1,635		12,180	158,702	介護保険事業特別会計繰出金	
	国民健康保険事業	115,688	57,511		8,190	49,987	国民健康保険事業特別会計繰出金	
	小 計	288,205	59,146	0	0	20,370	208,689	
保 健 衛 生	保健衛生費	2,565	429		1,146	210	780	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	2,565	429	0	1,146	210	780	
合 計	989,559	536,532	0	21,662	70,000	361,365		

※一般職人件費・一般事務費は除く。